

違反対象物の公表制度

平成30年4月1日から重大な消防法令違反
の建物をホームページで公表します！



違反対象物の公表制度とは？

消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を粕屋北部消防本部のホームページに掲載し、公表する制度です。これは、建物を利用する方が、自ら建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるようにするためです。

公表の対象となる建物

飲食店・店舗等の不特定多数の方が利用する建物や病院・社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物が対象となります。

公表の対象となる違反

建物に義務付けられた消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないものが対象となります。

公表の内容

①建物の名称 ②所在地 ③違反の内容 ④その他必要事項

公表の方法

粕屋北部消防本部のホームページに掲載します。

公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に消防法令違反を通知した日から30日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。

【建物関係者の方へ】

次のような場合には、消防用設備等の設置違反が発生し、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に消防本部予防課にご相談下さい。

- 1 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- 2 劇場や映画館、集会場、飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途に変更する場合やこれらが新たに入居する場合
- 3 荷物や棚など窓をふさいだり、窓に防犯や目隠しのためのシールなどを貼る場合

【問い合わせ先】 粕屋北部消防本部 予防課指導係

☎092 (944) 0021

